

人事案件

4件に同意

副村長に倉持氏が再任



くらもち なほみ 氏
倉持 直美氏

任期
令和2年7月1日
から
令和6年6月30日
まで

提案理由 村職員としての長い経験で養った高い識見を有し、また、平成28年7月の就任からこれまで1期4年にわたり、その豊富な知識と経験を生かし、行政運営に当たっていただきました。つきましては、引き続き行政運営に当たっていただきたいと考えます。

《全員賛成で同意》



かのう たつや 氏
狩野 達也氏
(山子田)

任期
令和2年7月1日
から
令和5年6月30日
まで

固定資産評価審査委員会委員に
狩野氏が再任

固定資産評価審査委員の狩野達也氏の任期が終了となるため、引き続き同氏の委員の選任が提出されました。

《全員賛成で同意》



ぜんようじ たかし 氏
善養寺 孝氏
(長岡)

任期
令和2年6月19日
から
令和3年4月19日
まで

監査委員に善養寺氏

監査委員の波多野宏美氏の逝去に伴い、後任として善養寺孝氏の選任が提出されました。

《全員賛成で同意》

教育委員会委員に高橋氏が再任



たかはし しゅんいち 氏
高橋 俊一氏
(山子田)

任期
令和2年7月1日
から
令和6年6月30日
まで

教育委員会委員の高橋俊一氏の任期が終了となるため、引き続き同氏の委員の選任が提出されました。

《全員賛成で同意》

条例改正

国民健康保険条例

新型コロナウイルス感染症に感染した者に傷病手当金

《全員賛成で可決》

新型コロナウイルス感染症に感染した者等に傷病手当金を支給する改正です。

国内で感染拡大を防止するために、働いている被保険者が感染した場合に休みやすい環境を整えるための緊急対応策です。

傷病手当金の概要

- 1 支給対象者**
被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、または発熱等の症状があり、感染が疑われる者
- 2 支給要件**
労務に服することができなかった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間
- 3 支給額**
直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を労務日数で割った金額×3分の2×日数



減免対象の相談窓口

国民健康保険税の減免

《全員賛成で可決》

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、保険税を減免する改正です。

減免対象世帯

- 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は、重篤な傷病を負った世帯
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が30%以上見込まれ、かつ、合計所得金額等が基準以下である世帯

減免の対象となる保険税

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に、納付期限が設定されている保険税

軽減額増額に伴う保険料

	年間保険料 減免前	令和元年度 減免後保険料	令和2年度 減免後保険料
第1段階	36,600円	27,450円	21,960円
第2段階	54,900円	45,750円	36,600円
第3段階	54,900円	53,070円	51,240円

介護保険条例

低所得者の保険料を軽減強化

《全員賛成で可決》

低所得者の保険料を軽減強化する改正です。保険料減額は、令和元年10月の消費税率10%への引き上げの際に実施することとなりました。令和元年度は、10月以降の6カ月分が減額となりました。令和2年度からは1年分の保険料軽減が完全実施されます。